

日時：平成 24 年 1 月 19 日(木) 18:00～20:00

場所：建築士会 会議室

出席者：(委員長)金子 修司

(副委員長)長田 喜樹

(委員)石井 明、芝 京子、福井 通、山根 三郎

(事務局)佐川事務局長 田中職員

欠席者：(委員)加藤 清、菊嶋 秀生、毛塚 尚男、高橋 聰、永井 香織、二宮 智美

山成 芳直

村島 正章(担当常任理事)

(オブザーバー) 花方 威之(会長)

開催に先立ち、委員長より次の報告がありました。

・1 月 17 日に役員会(理事会)が開催されましたが、中間決算等について会長より詳しく説明され、皆さんに納得いただけたものと思います。

<確認事項>

1 前回(12/27)議事録の確認【資料 1】

○前回議事録案が異議なく承認されました(前回同様、メーリングリストで事前送付済み)。

<協議事項>

1 新法人移行関係について【資料 2】

(1)新法人移行に伴う定款及び定款細則変更素案に関する意見募集の実施について

《事務局より説明》

・これまで、支部長・委員長会議や常任理事会で、この素案について広く会員の意見を募集するよう提案されましたので、事務局としてのパブリックコメントの実施案です。17 日に開催された役員会(理事会)でも意見募集することを説明いたしました。

・定款変更案については、1 月 27 日に県建築安全課へ相談に伺います。

[質疑応答]

・用語の問題ですが、こういう場合でもパブリックコメントという表現でよいのでしょうか。

→行政上の手続とは異なりますが、意見募集という意味で用いました。

・役員会の雰囲気では、細かいところでも質問や意見が出そうでした。そのような質問や意見へは誠意をもって回答していただきたいと思います。特にこれまでは理事会に支部長や委員長が出席していたが、定款変更案ではそれができなくなっています。支部からも質問が出ると考えられます。

→役員会では、素案の各条文に例外規定がなくても大丈夫かという意見もありましたが、本来は、下位規程で例外扱いも含めて詳細に規定すべきですので、基本的なことだけを規定し、スッキリした形にしたい方向ということでよいと思います。

・素案は、新旧対照ができるような形で周知されるのですか。

→その通りです。

・神奈川県では他県士会の情報を参考にさせていただきましたが、逆に、他会で神奈川県士会の情報を参考にしたいということはありませんか。

→さしあたり、2月3日に関プロ事務局長会議がありますので、そこで情報交換を予定しています。

・神奈川県士会のこうした情報も、積極的に発信等するようにしてください。

(2)その他(選挙世話人会規程見直しについて)

《副委員長より説明》

・会長推薦理事候補者の選任が、規程のどの部分を根拠とし、選挙による候補者の選任とどのように区別されるのかわかりにくく、論点になってきました。そこで、会長推薦について第6条に明記しました。

・改定後の規定は、公開されることを前提として考えています。役員会等で業務執行理事等の選び方について質問が出ましたのでその部分にも対応してあります。分野毎の候補者数の割当については、世話人会の権限と思いますので、明記していません。

[質疑応答]

・過去に、どうしても理事になりたいといった競争状態がありましたか。

→聞いている限りではそのようなことはありません。規程が公開されていないため、どうやって決めているのかという疑問が生じたものと思います。

《委員より補足》

・前回の世話人会に参加いたしました。世話人会出席者の中にも理事候補者がおりますので、候補者でない方に開票作業をやっていただいた方がよいのではないかと感じました。なお、開票作業は、連記方式のため、1票ごとに記載された氏名を読み上げて記録していく形となり、長時間を要しています。

・世話人会の役割は、理事候補者の推薦と、選挙結果を確認後会長へ報告することですが、開票当日には、開票後に、会長が会長推薦の候補者も決め、世話人会がそれを確認する手順も加わりますので、さらに長い時間がかかります。

・世話人会以外の立会人の方にしてみれば、開票作業自体で長時間待たされた中で、その次のステップの会長推薦候補決定作業になったら退室しなければならないことに、釈然としないと感じたのかもしれない。

《委員より補足》

・なお、前回は、世話人会メンバーだけでなく、支部からも2名の立会人を出していただきました。

[質疑応答]

・選挙から総会までだいぶ時間があるようですから、開票と会長推薦候補者の決定を、別々の日にすることはできないのですか。

→役員選任議案は、総会上程前に常任理事会及び役員会へ付議する必要があるため、それらの日程を考慮すると、1日で開票と会長推薦子穂者決定を終わらせなければなりません。

《副委員長より補足》

・改定案は現在のやり方を引き継いだものとなっていますが、開票に長時間を要することが一つの課題とすれば、現在のような世話人自身も票数の勘定作業をする形から、集計のしやすい投票用紙に改めて、事務局が開票作業を行い、その結果を世話人が確認するという方法に改めることも検討していただければと思います。

☆総会までの間に引き続き議論することとなりました。

2 今後の委員会開催日程について【資料なし】

《担当職員より説明》

- ・従来は毎月第三火曜日に開催しておりましたが、一部の委員の参加が難しいため開催日をずらしました。

《委員長より補足》

- ・基本的には火曜日の開催とする方が皆さんの出席率がよいようですが、いかがでしょうか。

☆原則として第三火曜日の開催で承認されました。

《担当職員より補足》

- ・2月の第三火曜日は他の会議で会議室がうまっています。また、3月の第三火曜日は祝日となっています。

→開催日が祝祭日の場合は前週か翌週にする等のルールをきめていただければよいと思います。

☆開催日が祝祭日の場合は前週にずらすこととなりました。また、2月の開催日は27日(火)、3月の開催日は13日(火)にそれぞれ決めました。

[質疑応答]

- ・3月13日の開催ですと2月の開催からあまり日が経ちませんが、議題はありますか。
- 報告事項にありますが、支部及び委員会に、次年度の事業計画・予算を2月29日までに提出していただくこととなります。3月13日の委員会では、次年度の予算についてお諮りしたいと考えています。

3 支部長・委員長会議への派遣委員について【資料なし】

《副委員長より説明》

- ・総務企画委員会から他委員会への委員派遣ですが、特に、支部長委員長会議に、委員長が毎回出席するのは困難ですから、副委員長が代理出席しています。また、情報広報委員会も副委員長が出席していますが、少々荷が重たい状態です。
- ・できれば支部長委員長会議に委員長の代理として出席する方については、他の委員に代わってもらえるとありがたい。本日は欠席されていますが、適任ではないかと思われる委員がいますので、次回委員会で代理出席者の変更について議論していただければと思います。
- ・なお、2月4日開催の支部長委員長会議には、副委員長が出席します。

<報告事項>

1 第335回役員会(理事会)について【資料3】

(1)(社)神奈川県建築士会の中間決算(案)及び会計処理方針(案)について

《事務局長より報告》

- ・会費未納分の未収金の取扱いをどうするかが論点でしたが、貸倒引当金をたてて解消することとなりました。未納会費は、これまで3年で欠損処理をしておりましたが、法律上は5年間の請求権があり、年数が異なります。今後は5年で欠損処理する予定です。

[質疑応答]

- ・役員会(理事会)での説明で、皆さんの理解を得られたのでしょうか。
- 特に異議はありませんでした。ただ、詳細かつ丁寧な説明であったため、会計についてある程度知識がないと完全な理解は難しかったかもしれません。

(2)定款変更素案及び定款細則変更素案について

《事務局長より報告》

- ・総会決議について、基本的には過半数の出席としている法人が多くありますが、役員会での提言も踏まえ、実態に照らして「3分の1」としました。

[質疑応答]

- ・(総会決議の定足数について)事務局としてイメージありますか。

→意識の問題があるかと思います。県へ相談した結果、過半数でなければ認可できないとのことであれば、それなりの対応が必要になります。

- ・参考までに、学会では委任状が集まらない場合は支所長に回収依頼がきます。士会の場合は、支部に協力を依頼する必要があるかと思われます。

- ・現状の会員数は何名ですか。

→3,200名程です。

- ・どれぐらい(委任状を)集められますか。

→近年の状況では出席者と合わせて1/3程度は集められています。

(3)平成24年度支部交付金算出基準

《事務局長より報告》

- ・従前は、1月1日を基準日として会員数割で計算していましたが、今後は前年度の会費納入額で計算することとなりました。本件については、1月17日に開催された役員会で承認されました。ある支部のみ前年度比減となっています。

[質疑応答]

- ・会費滞納者がいる支部等へのペナルティはないのですか。

→ありません。担当によりますと、減額となった支部は会員の出入りが多かったのではないかとのことです。

(4)CPD単位取得実績証明書の発行について

《事務局長より報告》

- ・実績はありませんが、今後のために整備しました。なお、行政へプロポーザル等へのCPD制度の活用をお願いしましたが、なかなか難しいようです。

[質疑応答]

- ・CPD登録事務に伴う士会の収益はありますか。

→登録料として、会員は1,000円 非会員は5,500円をいただいております。

《委員より補足》

- ・建築施工管理技士の場合、技士会という組織がないため独自のCPDを取得することができません。士会のCPDは施工管理技士も参加できるようになっています。

☆会報封入封筒のCPDの表現の修正について、委員よりご提案をいただきました。

追記…事務局担当の職員に伝えました。

(5)第2回歴史的建造物所有者マッチング研究会主催「講演会」の参加について

《事務局長より報告》

(6)関プロ50周年事業記念関係について

《事務局長より報告》

- ・資料の記念誌作成事業の執筆分担については、情報広報委員会へも協力をお願いするつもりです。

2 平成 24 年度支部・委員会予算書及び事業計画書提出について【資料 4】

《担当職員より報告》

- ・前々回の委員会でお諮りした会計システムについては、一度支部より予算を出していただき、事務局で読替えを行ったものをお配りする予定です。
- ・当委員会の予算については、事務局で素案を作成し次回の委員会にお諮りいたします。

次回は平成 24 年 2 月 28 日（火）午後 6 時からの開催です。